

令和6年10月分から児童手当制度に伴う 受給資格者(申請者)と申請先の確認

児童の父 または 母 である



配偶者よりも所得が恒常的に高い



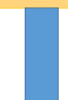
公務員ではありません



二本松市に住民登録がある



現在、児童手当を受給している



二本松市へ
(高校生の子の)
額改定請求

二本松市へ
認定請求

住所地の
市町村へ確認

勤務先へ
確認

配偶者から
請求

子育て支援係へ
ご相談ください
0243-55-5094



※児童と別居している場合、児童2人以上かつ大学生年代の子、大学生年代の子を2人以上養育している場合などは別途、提出書類が必要です。